b13　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第１号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

b14　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

b15　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

b16　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第１号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

b17　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

b18　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

C　次の算式により算定した額

算式

｛c1 ／ 0.5 ＋ （c2 ＋ c3）× 0.02｝× 0.25 ＋ ｛c4 ／ 0.5 ＋ （c5 ＋ c6）× 0.03｝／ 0.03 × 0.01 ＋ ｛c7 ／ 0.25 ＋ （c8 ＋ c9）× 0.02｝× 0.5 ＋ ｛c10 ／ 0.25 ＋ （c11 ＋ c12）× 0.03｝／ 0.03 × 0.02 ＋ ｛c13 ／ 0.5 ＋ （c14 ＋ c15）× 0.02｝× 0.25 ＋ ｛c16 ／ 0.5 ＋ （c17 ＋ c18）× 0.03｝／ 0.03 × 0.01 ＋ ｛c19 ／ 0.25 ＋ （c20 ＋ c21）× 0.02｝× 0.5 ＋ ｛c22 ／ 0.25 ＋ （c23 ＋ c24）× 0.03｝／ 0.03 × 0.02 ＋ c25 × 0.5 ＋ c26 ／ 0.5 ／ 0.03 × 0.01 ＋ c27 × 2 ＋ c28 ／ 0.25 ／ 0.03 × 0.02 ＋ c29 × 0.5 ＋ c30 ／ 0.5 ／ 0.03 × 0.01 ＋ c31 × 2 ＋ c32 ／ 0.25 ／ 0.03 × 0.02

（c2 ＋ c3）× 0.02、 ｛c1 ／ 0.5 ＋ （c2 ＋ c3）× 0.02｝× 0.25、 （c5 ＋ c6）× 0.03、 ｛c4 ／ 0.5 ＋ （c5 ＋ c6）× 0.03｝／ 0.03 × 0.01、 （c8 ＋ c9）× 0.02、 ｛c7 ／ 0.25 ＋ （c8 ＋ c9）× 0.02｝× 0.5、 （c11 ＋ c12）× 0.03、 ｛c10 ／ 0.25 ＋ （c11 ＋ c12）× 0.03｝／ 0.03 × 0.02、 （c14 ＋ c15）× 0.02、 ｛c13 ／ 0.5 ＋ （c14 ＋ c15）× 0.02｝× 0.25、 （c17 ＋ c18）× 0.03、 ｛c16 ／ 0.50 ＋ （c17 ＋ c18）× 0.02｝／ 0.03 × 0.01、 （c20 ＋ c21）× 0.02